

第7章 障害児福祉計画

1 成果目標

(1)障害児福祉計画に係る障がい児の子ども・子育て支援等の提供体制の整備
《認可保育園》

保育所では、令和4年度末の受け入れ人数は40人であり、第3期でも同様に各年40人の受け入れを見込んでいます。

《認定こども園(公立こども園含む)》

認定こども園では、令和4年度末の受け入れ人数は68人となっています。第3期でも同様に各年68人の受け入れを見込んでいます。

《放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)》

放課後児童クラブでは、令和4年度末の受け入れ人数は38人となっています。第3期でも同様に各年38人の受け入れを見込んでいます。

《幼稚園》

幼稚園では、令和4年度末の受け入れ人数は2人となっています。第3期でも同様に各年2人の受け入れを見込んでいます。

《認可外保育施設》

認可外保育施設では、令和4年度末の受け入れ人数は3人となっています。第3期でも同様に各年3人の受け入れを見込んでいます。

	令和4年度末 の実績(人)	利用ニーズを踏まえた必要な見込み量(人)		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
保育所	40	40	40	40
認定こども園	68	68	68	68
放課後児童健全育成事業	38	38	38	38
幼稚園	2	2	2	2
認可外保育施設	3	3	3	3

〈障がい児の子ども・子育て支援等の提供体制の整備に係る方策〉

- 幼児期の教育・保育施設において、特別支援担当の幼稚園教諭や加配保育士の配置に努め、障がい児の受け入れが可能となるよう図ります。
- 幼稚園教諭、保育士の研修参加や、保育所等訪問支援事業所等との連携により、障害への理解や資質向上、一人ひとりの障がい児にあった対応の充実を図ります。
- 放課後児童クラブについては、障がい児を受け入れるクラブの確保に努めるとともに、放課後児童支援員の研修参加を促進し、障がい児への対応に係る資質向上を図ります。

(2)障害児支援の提供体制の整備等

①重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置

事項	設置方法	設置時期	備考
児童発達支援センターの設置	単独設置	設置済	国指針：令和8年度末までに、各市町村に少なくとも一カ所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。

〈具体的な方法〉

- こども発達支援センター「ココイク」(社会福祉法人たまん福祉会)と連携して、サービスの提供体制を維持していきます。

②保育所等訪問支援等を活用した障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築

事項	構築方法	備考
障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築	市内に所在する社会福祉法人等が保育所等訪問支援事業を実施している。	国指針：各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。

〈具体的な方法〉

- 市内6事業所で、保育所等訪問支援事業を実施しています。今後も研修等を通じて質の向上を図ります。

③主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

事項	確保方法	確保時期	備考
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	単独確保	確保済 (市内3か所)	国指針：令和8年度末までに、各市町村に少なくとも一カ所以上確保することを基本とする。なお、市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。

〈具体的な方法〉

- 現在、市内3か所の事業所を確保している状況であり、今後もサービス供給体制を維持していきます。

④医療的ケア児支援センター（都道府県ごと）の設置、医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置

事項	設置方法	設置時期	備考
保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置	単独設置	設置済	国指針：各都道府県及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。

「設置方法」の詳細

設置方法	具体的内容
既存組織活用	糸満市地域自立支援協議会 子ども療育部会（IKEAの森）を活用

〈具体的な方法〉

- 糸満市地域自立支援協議会の子ども療育部会（IKEAの森）を活用し、協議の場を設置しています。県と連携し、コーディネーターの役割を確立します。

⑤医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置

事項	配置時期及び人数	備考
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	令和8年度 7人	毎年度1人の増加を目標とする

〈具体的な方法〉

- 令和5年度現在、4人のコーディネーターを配置しており、各年度1人の増加（令和6年度5人、令和7年度6人、令和8年度7人）を目標としています。

2 障害児通所支援

①児童発達支援

日常生活における基本的な動作・知識・集団生活への適応訓練を行います。

第2期においては、利用者数、利用量ともに実績値が計画値を上回っています。

【見込み量の算出根拠】

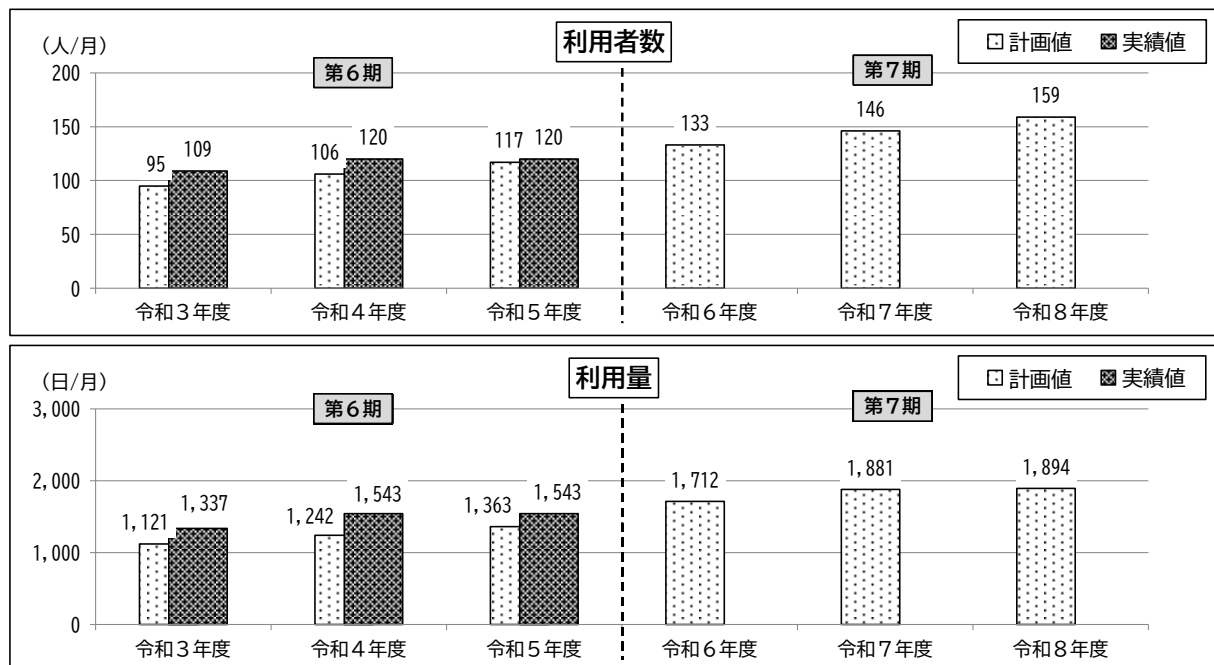
利用者数は過去の実績の伸び率から各年13人の増を見込み、利用量は一人あたり月13日利用することで算出しています。

利用者数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/月	95	106	117	133	146	159
実績値	人/月	109	120	120	—	—	—
計画と実績の差		14	14	3			

利用量	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	日/月	1,121	1,242	1,363	1,712	1,881	1,894
実績値	日/月	1,337	1,543	1,543	—	—	—
計画と実績の差		216	301	180			

※令和5年度は、見込みの数値。

資料：障害福祉課



②医療型児童発達支援

肢体不自由のある児童について、医療型児童発達支援センター又は指定医療機関等を利用し、児童発達支援及び治療を行います。

第2期においては、利用者数、利用量ともに実績値が計画値を下回っています。

【見込み量の算出根拠】

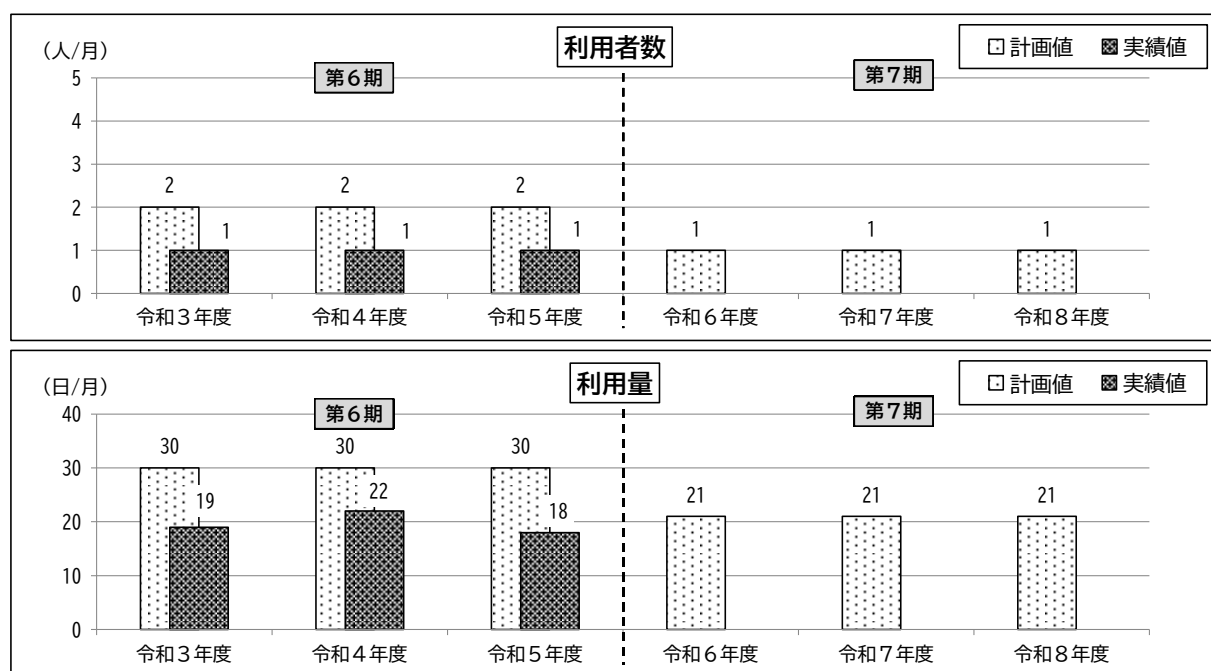
利用者数は1人となっており、第3期においても横ばいで推移すると見込んでいます。また、利用量は令和2～4年度の平均値で見込んでいます。

利用者数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/月	2	2	2	1	1	1
実績値	人/月	1	1	1	—	—	—
計画と実績の差		△ 1	△ 1	△ 1			

利用量	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	日/月	30	30	30	21	21	21
実績値	日/月	19	22	18	—	—	—
計画と実績の差		△ 11	△ 8	△ 12			

※令和5年度は、見込みの数値。

資料：障害福祉課



③放課後等デイサービス

学校授業終了後又は休日において生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流を行います。

第 2 期においては、利用者数、利用量ともに実績値が計画値を上回っており、さらに増加傾向で推移しています。

【見込み量の算出根拠】

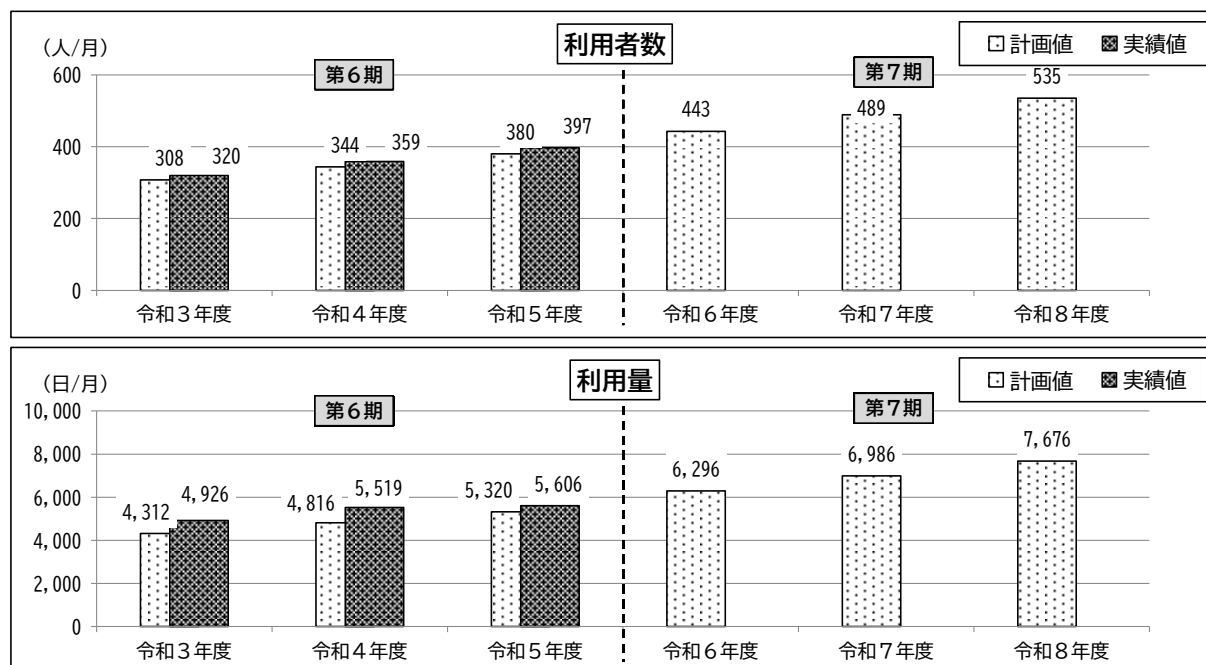
利用者数、利用量ともに増加傾向で推移しており、過去の伸び率を勘案し、各年46人の増加を見込んでいます。また、利用量は一人あたり月15日利用することで算出しています。

利用者数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/月	308	344	380	443	489	535
実績値	人/月	320	359	397	—	—	—
計画と実績の差		12	15	17			

利用量	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	日/月	4,312	4,816	5,320	6,296	6,986	7,676
実績値	日/月	4,926	5,519	5,606	—	—	—
計画と実績の差		614	703	286			

※令和5年度は、見込みの数値。

資料：障害福祉課



④保育所等訪問支援

保育所やその他児童が集団生活する施設等に通う障がい児について、当該施設を訪問し、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

第2期においては、利用者数、利用量ともに実績値が計画値を上回っています。

【見込み量の算出根拠】

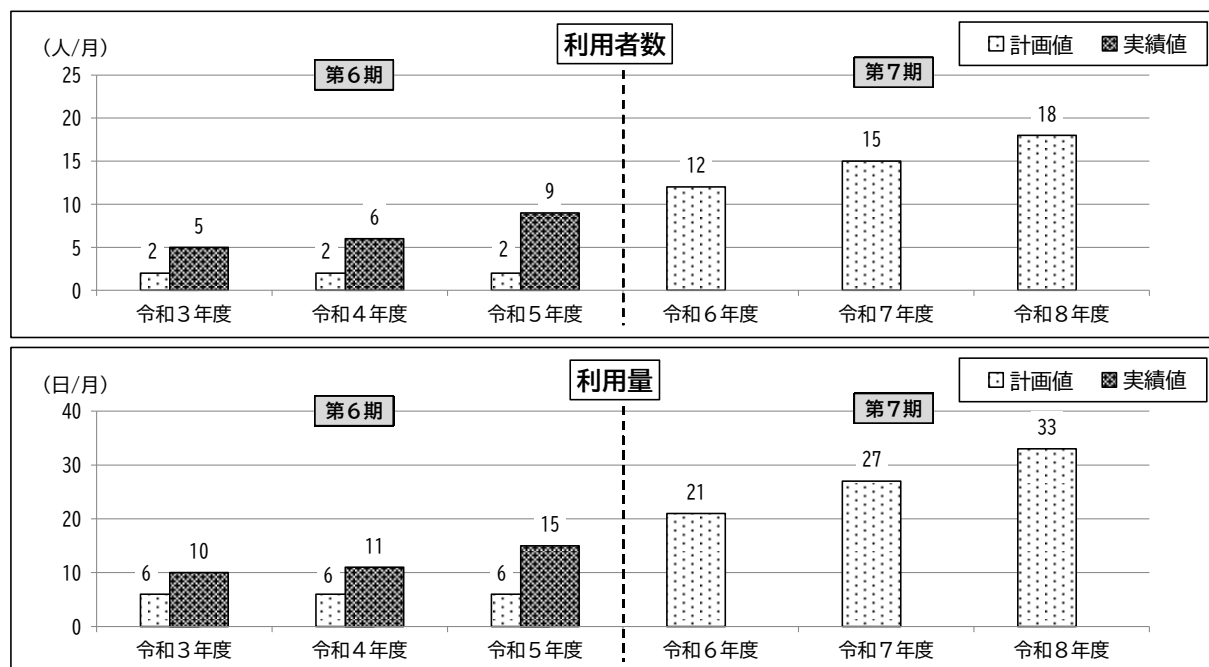
現在、市内に所在する社会福祉法人等が保育所等訪問支援事業を実施しており、各年3名の増加を見込んでいます。また、利用量は一人あたり月2日利用することで算出しています。

利用者数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/月	2	2	2	12	15	18
実績値	人/月	5	6	9	—	—	—
計画と実績の差		3	4	7			

利用量	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	日/月	6	6	6	21	27	33
実績値	日/月	10	11	15	—	—	—
計画と実績の差		4	5	9			

※令和5年度は、見込みの数値。

資料：障害福祉課



⑤居宅訪問型児童発達支援

居宅訪問型児童発達支援は、重度の障がい等により外出が困難な障がい児の自宅を訪問し、発達支援を行うものです。

【見込み量の算出根拠】

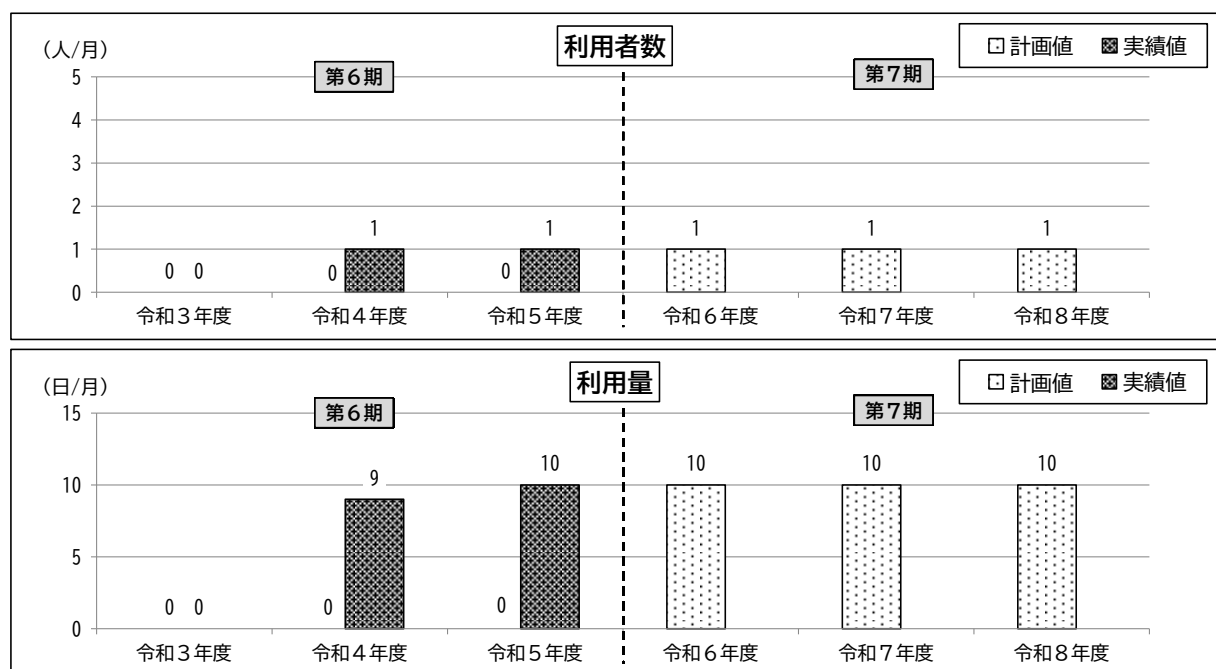
第2期では1人の利用があり、第7期においても引き続き横ばいで推移すると見込んでいます。

利用者数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/月	0	0	0	1	1	1
実績値	人/月	0	1	1	—	—	—
計画と実績の差		0	1	1			

利用量	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	日/月	—	—	—	10	10	10
実績値	日/月	0	9	10	—	—	—
計画と実績の差		—	—	—			

※令和5年度は、見込みの数値。

資料：障害福祉課



⑥障害児相談支援

障がい児が通所支援を利用する際、利用計画を作成し、必要に応じて計画の変更、事業者との調整、情報提供などの支援を行います。

第2期では、実績値が計画値を上回り、横ばいから増加傾向で推移しています。

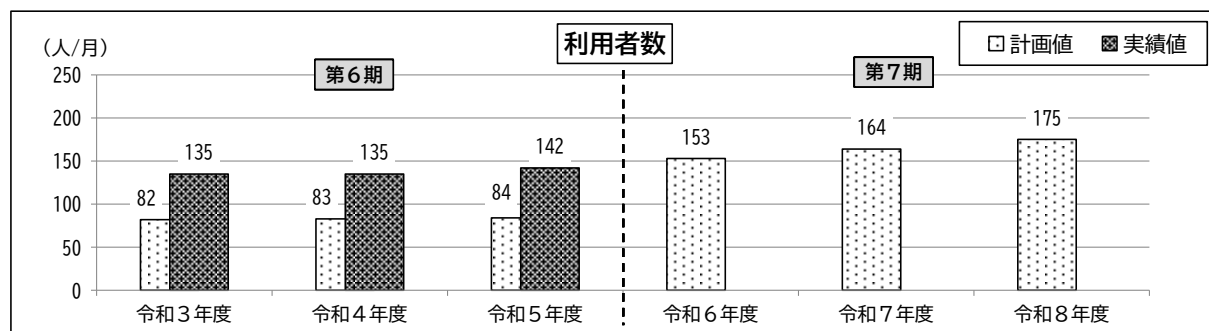
【見込み量の算出根拠】

過去の伸び率を勘案し、第3期では各年11人の増加を見込んでいます。

利用者数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/月	82	83	84	153	164	175
実績値	人/月	135	135	142	—	—	—
計画と実績の差		53	52	58			

※令和5年度は、見込みの数値。

資料：障害福祉課



⑦医療的ケア児の支援コーディネーター

医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するため、コーディネーターの配置を行います。

第2期においては、4人のコーディネーターを配置しています。

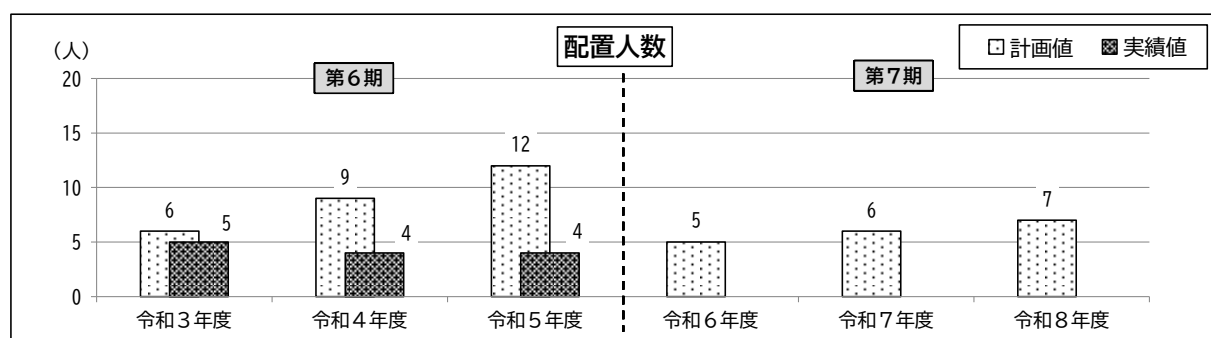
【見込み量の算出根拠】

令和5年度現在、4人のコーディネーターを配置しており、第3期では各年1人の増加を見込んでいます。

配置人数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人	6	9	12	5	6	7
実績値	人	5	4	4	—	—	—
計画と実績の差		△1	△5	△8			

※令和5年度は、見込みの数値。

資料：障害福祉課



【障害児通所支援等一覧】

		単位	実績			見込み		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	利用者	人/月	109	120	120	133	146	159
	利用量	日/月	1,337	1,543	1,543	1,712	1,881	1,894
医療型児童発達支援	利用者	人/月	1	1	1	1	1	1
	利用量	日/月	19	22	18	21	21	21
放課後等デイサービス	利用者	人/月	320	359	397	443	489	535
	利用量	日/月	4,926	5,519	5,606	6,296	6,986	7,676
保育所等訪問支援	利用者	人/月	5	6	9	12	15	18
	利用量	日/月	10	11	15	21	27	33
居宅訪問型児童発達支援	利用者	人/月	0	1	1	1	1	1
	利用量	日/月	0	9	10	10	10	10
障害児相談支援	利用者	人/月	135	135	142	153	164	175
医療的ケア児の支援コーディネーター	配置人数	人	5	4	4	5	6	7

※令和5年度は、見込みの数値。

⑧障害児通所支援等のサービス見込量確保のための方策

障害児通所支援の各サービスのニーズを満たす供給量を確保するために、利用者数の推移やニーズの動向を十分に把握しながら、サービスの提供が不足しないようサービス事業所との調整や新規参入促進などを図ります。

また、提供量の量的な確保とともに、資質の向上も不可欠であるため、研修等による日頃からの資質向上を各事業所に促すとともに、状況に応じて事業者への指導を行うなど、質の低下を防ぐように努めます。特に放課後等デイサービスの需要に対応する供給量の確保や保育所等訪問支援の事業所増を図るなど、障害児通所支援を利用しやすい環境づくりに努めます。